

議案第113号

備前市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

備前市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を次の
とおり制定する。

令和5年11月29日提出

備前市長 吉村 武司

備前市条例第 号

備前市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

第1条 備前市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成27年備前市条例第
53号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額(円)
1	380,000
2	427,000
3	477,000
4	539,000
5	615,000
6	718,000
7	839,000

第8条第2項中「100分の120.0」を「100分の120」に、「100分の165.0」を「100分の165」と、
「100分の125」とあるのは「100分の175」に改める。

第2条 備前市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の165」と、「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の175」を「100分の170」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例中第1条の規定は令和5年12月1日から、第2条の規定は令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の備前市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(次項において「改正後の任期付職員条例」という。)の規定は、令和5年4月1日から適用する。
(給与の内払)
- 3 改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の備前市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第113号参考資料

備前市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例新旧対照表(第1条関係)

改正案	現行																																
<p>(給与に関する特例)</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。</p>	<p>(給与に関する特例)</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。</p>																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>380,000</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>427,000</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>477,000</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>539,000</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>615,000</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>718,000</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>839,000</td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額(円)	1	380,000	2	427,000	3	477,000	4	539,000	5	615,000	6	718,000	7	839,000	<table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>376,000</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>422,000</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>472,000</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>533,000</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>608,000</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>710,000</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>830,000</td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額(円)	1	376,000	2	422,000	3	472,000	4	533,000	5	608,000	6	710,000	7	830,000
号給	給料月額(円)																																
1	380,000																																
2	427,000																																
3	477,000																																
4	539,000																																
5	615,000																																
6	718,000																																
7	839,000																																
号給	給料月額(円)																																
1	376,000																																
2	422,000																																
3	472,000																																
4	533,000																																
5	608,000																																
6	710,000																																
7	830,000																																
<p>2～5 (略)</p>	<p>2～5 (略)</p>																																
<p>(給与条例の適用除外等)</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p>																																
<p>第8条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第20条、第20条の2及び第21条の規定の適用については、給与条例第2条中「及び退職手当」とあるのは、「退職手当及び特定任期付職員業績手当」と、同条例第20条中「職員」とあるのは、「職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。))と、給</p>	<p>第8条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第20条、第20条の2及び第21条の規定の適用については、給与条例第2条中「及び退職手当」とあるのは、「退職手当及び特定任期付職員業績手当」と、同条例第20条中「職員」とあるのは、「職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。))と、給</p>																																

<p>与条例第20条の2第1項中「職にある職員」とあるのは「職にある職員及び び特定任期付職員」と、給与条例第21条第2項中「<u>100分の120</u>」とあ るのは「<u>100分の165</u>」と、「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」と する。</p>	<p>与条例第20条の2第1項中「職にある職員」とあるのは「職にある職員及 び特定任期付職員」と、給与条例第21条第2項中「<u>100分の120.0</u>」とあ るのは「<u>100分の165.0</u>」 とする。</p>
--	--

備前市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例新旧対照表(第2条関係)

改正案	現行
<p>(給与条例の適用除外等) 第8条 (略) 2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第20条、第20条の2及び第21 条の規定の適用については、給与条例第2条中「及び退職手当」とある のは「、退職手当及び特定任期付職員業績手当」と、同条例第20条中「職 員」とあるのは、「職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任 期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)」と、給 与条例第20条の2第1項中「職にある職員」とあるのは「職にある職員及 び特定任期付職員」と、給与条例第21条第2項中「<u>100分の122.5</u> 」とあるのは「<u>100分の170</u>」とす る。</p>	<p>(給与条例の適用除外等) 第8条 (略) 2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第20条、第20条の2及び第21 条の規定の適用については、給与条例第2条中「及び退職手当」とある のは「、退職手当及び特定任期付職員業績手当」と、同条例第20条中「職 員」とあるのは、「職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任 期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)」と、給 与条例第20条の2第1項中「職にある職員」とあるのは「職にある職員及 び特定任期付職員」と、給与条例第21条第2項中「<u>100分の120</u>」とある のは「<u>100分の165</u>」と、「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」とす る。</p>